

議案第 1 2 6 号

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例

川崎市少年自然の家条例（昭和 5 2 年川崎市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

区 分	単 位	金 額	
		市内居住者	市外居住者
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1 人 1 泊につき	3 6 0 円	5 4 0 円
中学校に在学する者	1 人 1 泊につき	4 8 0 円	7 2 0 円
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1 人 1 泊につき	9 6 0 円	1, 4 4 0 円
その他の者	1 人 1 泊につき	1, 8 1 0 円	2, 7 1 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利

用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

少年自然の家について、市外居住者の利用料金を設定し、及び利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。